

統一的な基準による津山市連結会計財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得価額が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達価額
なお、一部の連結対象団体（津山文化振興財団、あばグリーン公社など）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
市場価格のないもの……………取得原価
- ② 出資金
市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15年～50年
工作物 10年～42年
物品 3年～20年
ただし、一部の連結対象団体（(有)アグリ久米、津山市森林組合など）においては、定率法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
 - ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の不能欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。
ただし、一部の連結対象団体（津山市上水道事業特別会計・津山市工業用水道事業特別会計など）においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。
長期延滞債権については、過去5年間の不能欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。
 - ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。
 - ④ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (6) リース取引の処理方法
- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (7) 資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、津山市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体（津山市上水道事業特別会計・津山市工業用水道事業特別会計など）については、税抜方式によっています。
- (9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理
決算日と連結決算日の差異が3か月を越えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。
- (10) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得原価又は再調達原価が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

簡易水道事業特別会計が廃止されます。

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
津山市上水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
津山市工業用水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
津山広域事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	65.3%
津山広域事務組合 （ふるさと市町村園基金特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	71.1%
勝田郡老人福祉施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	41.7%
岡山県後期高齢者医療広域連合 （一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.6%
岡山県後期高齢者医療広域連合 （後期高齢者医療特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.6%
津山圏域資源循環施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	76.3%
津山圏域衛生処理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	86.7%
津山圏域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	68.7%
岡山県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.8%
勝英農業共済事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	13.4%
岡山県広域水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.25%
津山地区農業共済事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	45.7%
津山街づくり(株)	第三セクター等	全部連結	—
津山地域振興開発(株)	第三セクター等	全部連結	—
津山市森林組合	第三セクター等	比例連結	36.4%
(公財)津山文化振興財団	第三セクター等	全部連結	—
(公財)津山スポーツ振興財団	第三セクター等	比例連結	38.2%
(一財)津山市都市開発整備公社	第三セクター等	全部連結	—
(一財)あばグリーン公社 （一般会計）	第三セクター等	全部連結	—
(一財)あばグリーン公社 （交流館特別会計）	第三セクター等	全部連結	—
(一財)あばグリーン公社 （農産物販売特別会計）	第三セクター等	全部連結	—
(株)加茂町ふるさと振興公社	第三セクター等	全部連結	—
(有)アグリ久米	第三セクター等	比例連結	50.0%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。
- ③ 津山市下水道事業会計・農業集落排水事業会計については、平成30年4月1日の公営企業法

適用に向けて作業に着手しているため、連結しないこととします。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。